

別海町議会会議録

第1号(令和5年5月10日)

○議事日程

日程第 1		仮議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3	選挙第 1号	議長選挙について
日程第 4		会期決定の件
日程第 5	選挙第 2号	副議長選挙について
日程第 6		議席の指定
日程第 7		常任委員会委員の選任について
追加日程第 1		議長の常任委員会委員の辞任について
日程第 8		議会運営委員会委員の選任について
日程第 9		広報・広聴常任委員会委員の選任について
日程第10	選挙第 3号	根室北部消防事務組合議会議員の選挙について
日程第11	選挙第 4号	中標津町外2町葬斎組合議会議員の選挙について
日程第12	選挙第 5号	根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
日程第13	議案第48号	令和5年度別海町一般会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第49号	別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第15	同意第 5号	別海町副町長の選任について
日程第16		予算決算審査特別委員会の設置について
日程第17		委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

日程第 1		仮議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3	選挙第 1号	議長選挙について
日程第 4		会期決定の件
日程第 5	選挙第 2号	副議長選挙について
日程第 6		議席の指定
日程第 7		常任委員会委員の選任について
追加日程第 1		議長の常任委員会委員の辞任について
日程第 8		議会運営委員会委員の選任について
日程第 9		広報・広聴常任委員会委員の選任について
日程第10	選挙第 3号	根室北部消防事務組合議会議員の選挙について
日程第11	選挙第 4号	中標津町外2町葬斎組合議会議員の選挙について
日程第12	選挙第 5号	根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

- 日程第13 議案第48号 令和5年度別海町一般会計補正予算（第1号）
 日程第14 議案第49号 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
 日程第15 同意第5号 別海町副町長の選任について
 日程第16 予算決算審査特別委員会の設置について
 日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（16名）

1番	市川聖母	2番	吉田和行
3番	高橋眞結美	4番	伊勢徹
5番	貞宗拓雄	6番	宮越正人
7番	横田保江	8番	田村秀男
9番	小椋哲也	10番	外山浩司
11番	今西和雄	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長	15番 戸田憲悦	議長	16番 西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	佐藤次春
教育長	相澤要	代表監査委員	竹中仁
監査委員	齊藤雅美	農業委員会会長	小野榮一
総務部長	伊藤輝幸	福祉部長	干場みゆき
産業振興部長	佐々木栄典	建設水道部長	伊藤一成
教育部長	宮本栄一	会計管理者	入倉伸顕
病院事務長	三戸俊人	農業委員会事務局長	川畑智明
選挙管理委員会書記長	寺尾真太郎	総務部次長	寺尾真太郎
福祉部次長	谷村将志	福祉部次長	小川信明
建設水道部次長	外石昭博	生涯学習センター長他	福原義人
監査委員事務局長	新堀光行	総務課長	寺尾真太郎
情報化推進室長	山田哲哉	総合政策課長	松本博史
財政課長	角川具哉	税務課長	竹中利哉
防災・基地対策課長	岩口裕昭	西春別支所長他	小村茂
尾岱沼支所長他	大坂恒夫	福祉課長	石戸谷友絵
介護支援課長	高橋勇樹	町民課長	谷村将志
町民課特命課長	上田健一	老人保健施設事務長	渡辺久利
町民保健センター・子育て健康センター長	小川信明	農政課長	皆川学
水産みどり課長	小野武史	商工観光課長	田畑直樹
管理課長	松田勝広	建築住宅課長	外石昭博
事業課長	佐竹和仁	上下水道課長	千葉宏
上下水道課技術長	袴田充輝	学務・スポーツ課長他	斎藤陽
学校教育課長他	池田卓也	生涯学習課長	木戸口誠

図書館長他 塚 啓

○議会事務局出席職員

事務局長 干場 富夫 主 幹 入田 浩明

○会議録署名議員

6番 宮越 正人

7番 横田 保江

8番 田村 秀男

◎臨時議長の紹介・挨拶

○議会事務局長（干場富夫君） おはようございます。

事務局長の干場富夫でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、戸田憲悦議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

それでは、戸田議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（戸田憲悦君） はい。

ただいま御紹介いただきました戸田でございます。

地方自治法第107条の規定により議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

◎町長挨拶

○臨時議長（戸田憲悦君） 初めに、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

○町長（曾根興三君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第2回町議会臨時会を招集させていただきましたところ、全議員の御出席を賜りまして、ありがとうございます。

初議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様にとりましては、4月23日の町議会議員選挙のおきまして、5日間の熾烈な選挙戦を克服し、晴れて当選の栄に浴されました。

今回の選挙では、5人の新人議員が誕生いたしました。

また、女性議員も3名となりまして、別海町議会では初めてのことでございます。

当選された議員の皆様方には、心から御祝いを申し上げます。

議会には決定の責任があり、議員には町民の声を聴く活動の責任があります。

また、町長には行政執行の責任があります。

それぞれの担う分野は違いますが、目的は、町民の幸せな生活を確立し、この故郷を後世の子供たちに引き継いでいけるような別海町に築き上げていくことであることは共通の気持ちであると考えております。

この目的成就のためにも、議員の皆様方とは出来るだけ緊密に意思の疎通を図り、町民の声を施策にしっかりと取り組んでいきたいとそう考えております

よろしく願い申し上げます。

さて、本日の臨時会につきましては、議会構成が主ではございますけれども、町といたしましては、議案2件及び人事案件の選任同意1件の3件を提出しております。

議案第48号の一般会計補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種事業並びに除雪機械購入事業の実施に伴いまして、歳入歳出それぞれ3,460万円の補正予算案を提出するものでございます。

議案第49号の別海町町税条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年度地

方税法改正によりまして、森林環境税の導入に伴う各種規程の整理のほか、軽自動車税のグリーン化特例の期限を3年間延長するなど、所要の改正を行うものでございます。

同意第5号の別海町副町長の選任につきましては、令和5年5月14日をもちまして副町長の任期が満了となりますことから、新たに副町長を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

御審議を賜り御決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、議員の皆様方におかれましては、これからますます御健勝で御活躍くださいますよう心から御祈念いたしまして、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。

どうぞこれから4年間よろしくお願ひいたします。

開会 午前10時06分

◎開会宣言

○臨時議長（戸田憲悦君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者並びに事務局の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。

ただいまから、令和5年第2回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（戸田憲悦君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（戸田憲悦君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により臨時議長において指名いたします。

6番宮越議員。

○6番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長（戸田憲悦君） 日程第3 選挙第1号議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（出入口閉鎖）

○臨時議長（戸田憲悦君） ただいま出席している議員は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に9番小椋哲也議員、10番外山浩司議員、11番今西和雄議員を指名いたします。

次に、選挙に入りますが、その前に事務局長に選挙の方法等について説明させます。

事務局長。

○**議会事務局長（干場富夫君）** 選挙を行うに当たって関連法規などについて簡単に御説明申し上げます。

まず、選挙の方法ですが、地方自治法第118条で投票による選挙または指名推選の方法を用いることができることとなってございます。

指名推選は、投票を行っても同一の結果が得られるという場合に限り認められる方法であり、1人の異議もないときに成立いたします。

投票による選挙を行う場合は、公職選挙法の規定の一部が準用されます。

その内容について申し上げます。

1点目、選挙人は、投票用紙に候補者1人の氏名を自署し、これを自ら投票箱に入れなければなりません。

なお、記載は自席で行い、投票は議長の指示によることとなります。

2点目、投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない。

これは、無記名投票ということでございます。

3点目、身体の障害などにより記載することができない場合は、代理投票ができることとなっております。

代筆は、議長が定めた者となります。

4点目、無効投票についてですが、次に該当する場合には無効となります。

1つ目、所定の用紙を用いないもの。

2つ目、候補者となることができない者の氏名を記載したもの。

これは、議員の中から選挙するようになってございますので、議員以外の氏名を記載したものは無効となります。

3つ目、1枚の投票用紙に2人以上の氏名を記載したもの。

4つ目、被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの。

例えば、投票開始前に何らかの理由で被選挙権を失った議員に対する投票は無効というものであります。

5つ目、候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。

6つ目、候補者の氏名を自署しないもの。

これは、代理投票ではなく他人に書いてもらったものや名刺を切って貼ること、ゴム印を押すようなことなどは無効投票ということでございます。

7つ目、誰を記載したか確認しがたいもの。

したがって、丁寧にはっきりとお書き願います。

8つ目、公職選挙法第68条には明文化されていませんが、白紙投票や記号、符号、番号を記載したものは無効となります。

次に、5点目でございます。

当選人についてであります。

1つ目、有効投票の最多数を得て、かつ、法定得票数以上である場合に当選人となります。

法定得票数は、有効投票数を定数で割って4分の1を掛けたものとなります。

例えば、議長選挙で有効投票が16票ある場合は、有効16票、割る定数1、掛ける4分の1で、4票が法定得票数となります。

法定得票数に達しない場合につきましては、繰り返し選挙を行うこととなります。

2つ目、上位得票が同数の場合は、くじで決めることとなっております。

そのような場合には、改めて御説明申し上げます。

また、公職選挙法が適用されないため、無効となる場合もあります。

例えば、同一の性の候補者が2人以上いる場合において、その氏のみ記載された票は無効となります。

次に、当議会の会議規則との関係について御説明いたします。

会議規則第26条で、議会で選挙を行うときは、議長はその旨を宣言することになっております。

会議規則第27条では、選挙を行う宣言を行った際に、議場にいない議員は選挙に加わることはできないこととなっております。

したがって、不用意に席を立たないようお願いを申し上げます。

このほか投票の法について御説明いたします。

投票用紙は、議長の指示により事務局職員が配付いたします。

記載は、自席でお願いいたします。

投票は、議長の指示により1番から順次点呼しますので、正面に用意した投票箱に投票願います。

なお、投票は正面に向かって右回りをお願いいたします。

最後に、選挙の異議申し立てについて御説明いたします。

選挙の異議申し立ては、投票直後から次の議題に入るまでに行わなければ効力がないと行政実例で示されておりますので、御承知おき願います。

以上で、選挙関連の規定及び進め方についての説明を終わります。

○臨時議長（戸田憲悦君） 次に、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○臨時議長（戸田憲悦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（戸田憲悦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（戸田憲悦君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に議席番号と氏名を読み上げさせますので、順番に投票願います。

1番市川議員、2番吉田議員、3番高橋議員、4番伊勢議員、5番貞宗議員、6番宮越議員、7番横田議員、8番田村議員、9番小椋議員、10番外山議員、11番今西議員、12番西原議員、13番松原議員、15番中村議員、16番佐藤議員、14番戸田議員。

○臨時議長（戸田憲悦君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（戸田憲悦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

小椋議員、外山議員、今西議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

登壇してください。

（開票）

○臨時議長（戸田憲悦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票15票、無効投票1票です。

有効投票のうち佐藤議員2票、今西議員3票、西原議員10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、西原議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただいま議長に当選された西原議員に会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで議長に当選されました西原議員から議長当選の挨拶をいただきます。

西原議員、登壇願います。

○議長（西原 浩君） はい。

ただいま議長選挙で当選いたしました西原でございます。

議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

昨日の所信表明演説でも申し上げましたが、全国各地で議員のなり手不足が課題となり、定数に満たない選挙がある中、我々議会は議会モニター制度や広報の魅力アップなどを議会全体で取り組んできました。

選挙戦を経て、皆さんも選挙戦で、町民の皆様から様々な声をいただいたことと思いません。

こうして新たに5人の仲間が加わり16人。

これまで以上に幅広い年齢構成に代わり女性議員が増加し、職域も多様化され、この16人で町民の声を町政に届ける機能が維持されましたことに大変うれしく思っております。

昨日、戸田議員が所信表明演説で申されましたが、これからの4年間議会が一枚岩となって、取り組むことが重要と考えているものであります。

全国的な少子化は別海町にとっても課題であり、人口減少と少子化が大きな問題となっております。

また、物価高騰により、急激に悪化した酪農情勢、不漁が続く水産業、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ商工観光業など、多くの課題を抱えております。

コロナ感染症により、この3年間は人と人とのつながりが極端に制限されるため、つながることの重要性が再認識されたのではないかと思います。

第7次総合計画は中間年の見直しが始まります。

その計画のテーマは「つながる」です。

地域と地域、人と人がつながり支え合っていく。

先人がつくってくれたこのふるさとを未来につなげていく。

そのために、議会と行政が勇気と知恵を出し合っていく取組をし、全ての町民が自分ら

しく、そして安心して住み続けられる町、期待と希望の持てる町となるように、今まで継続してきた活動をさらに深める深化と今後の議会活性化をさらに前に進める進化、深化と進化を続け、町民から支持され、町民から頼られる議会、そのような議会運営に全力で力を注ぎたいと考えております。

そして、行政と政策議論をし、時には行政と連携し、さらに、地域の団体、事業者、町民と一体となってまちづくりを進めたいと考えておりますので、議員各位、町理事者、職員の皆さんの御支援、御協力をお願い申し上げ、議長就任のご挨拶といたします。

今後もどうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（戸田憲悦君） これで臨時議長の職務は、全部終了いたしました。

議員各位の御協力に感謝申し上げ、議長の席を交代したいと存じます。

西原議長、議長席にお着きください。

◎日程第4 会期決定の件

○議長（西原 浩君） それでは、日程第4 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第5 選挙第2号

○議長（西原 浩君） 日程第5 選挙第2号副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（出入口閉鎖）

○議長（西原 浩君） ただいま出席している議員は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に9番小椋議員、10番外山議員、11番今西議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（西原 浩君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（西原 浩君） 投票箱異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に議席番号と氏名を読み上げさせますので、順番に投票願います。

1 番市川議員、2 番吉田議員、3 番高橋議員、4 番伊勢議員、5 番貞宗議員、6 番宮越議員、7 番横田議員、8 番田村議員、9 番小椋議員、10 番外山議員、11 番今西議員、13 番松原議員、14 番戸田議員、15 番中村議員、16 番佐藤議員、最後に議長。

○議長（西原 浩君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小椋議員、外山議員、今西議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（西原 浩君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち今西議員2票、佐藤議員3票、戸田議員11票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、戸田議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただいま副議長に当選された戸田議員に会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで副議長に当選されました戸田議員から副議長当選の御挨拶をいただきます。

戸田議員、登壇願います。

○副議長（戸田憲悦君） はい。

大変緊張しておりましたけれども、何とか皆さんに御支持いただき当選させていただきました。

昨日も申し上げましたけれども、我々議会は、行政と政策論争及び議論、いろんな場面で対することもあろうかと思っておりますけれども、町政の円滑な進行に向けまして、行政と議会が一体となって進めていく所存でございます。

それには、議員皆様の絶大な御協力をいただくとともに、これから含めて議会内で議員同士いろんな議論を深めながら政策論争してまいりたいと思っております。

本日は皆さんに、大変御迷惑をおかけいたしましたけれども、副議長に当選させていただきました。誠にありがとうございました。

大変簡単でございますけれども、難しいことを申し上げても、これからの先第一歩を踏み出す上で何ができるか深く心に銘じてまいりたいと思っております。

本日はありがとうございました。

○議長（西原 浩君） ここで議席指定の調整を行うため10分間休憩いたします。

議員の皆様は、議員控室にお集まり願います。

午前10時51分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議席の指定

- 議長（西原 浩君） 日程第6 議席の指定を行います。
議席は、ただいま着席のとおり指定いたします。
-

◎日程第7 常任委員会委員の選任

- 議長（西原 浩君） 日程第7 常任委員会委員の選任を行います。
常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっています。
お諮りします。
常任委員会の構成については、先例及び議会運営委員会並びに初議会説明会における協議結果に基づき、正副議長と期数の多い議員から順の6名を合わせた計8名の議員からなる選考委員会を設置し、選考することにいたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、正副議長と期数の多い議員6名からなる選考委員会を設置し、選考することに決定いたしました。
期数の多い6名の選考委員を報告いたします。
9番小椋議員、10番外山議員、11番今西議員、12番松原議員、13番中村議員、14番佐藤議員、以上のとおりであります。
直ちに選考委員会をお開きください。
委員会室2・3を御使用ください。
ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時32分 再開

- 議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
常任委員会委員の指名を行います。
常任委員会委員の選任については、選考委員会の選考結果によりお手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、常任委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名することに決定いたしました。
ここで暫時休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午後11時34分 再開

- 副議長（戸田憲悦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
しばらくの間、西原議長にかわりまして議長の職務を行います。

ただいま西原議長から常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

ここでお諮りいたします。

議長の常任委員の辞任について、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(戸田憲悦君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任については、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、西原議長が除斥になりますので退席をお願いいたします。

◎追加日程第1 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長(戸田憲悦君) 追加日程第1 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

議長は、議会全体の統制者であり、本会議における議事の整理者としての議長の職責上の権限を考慮するとき、議長を常任委員会委員から除外することは差し支えなく、また、行政実例でも辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員を辞任したいとするものであります。

ここでお諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(戸田憲悦君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任について許可することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていたきたいと思います。

委員会を直ちにお開きください。

総務文教常任委員会は委員会室1、福祉医療常任委員会は委員会室2・3、産業建設常任委員会は委員会室4を御使用ください。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

総務文教常任委員会委員長に佐藤委員、副委員長に田村委員。

福祉医療常任委員会委員長に外山委員、副委員長に宮越委員。

産業建設常任委員会委員長に今西委員、副委員長に横田委員。

以上のとおり互選されたことを報告いたします。

◎日程第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（西原 浩君） 日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の指名は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議会運営委員会委員の指名を行います。

9番小椋議員、10番外山議員、11番今西議員、14番佐藤議員、15番戸田議員。

以上5名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていたきたいと思います。

委員会を直ちにお開きください。

委員会室1を御使用ください。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時00分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に小椋委員、副委員長に今西委員。

以上のとおり互選されたことを報告いたします。

◎日程第9 広報・広聴常任委員会委員の選任

○議長（西原 浩君） 日程第9 広報・広聴常任委員会委員の選任を行います。

広報・広聴常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、広報・広聴常任委員会委員の指名は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、広報・広聴常任委員会委員の指名を行います。

1 番市川議員、3 番高橋議員、5 番貞宗議員、7 番横田議員、8 番田村議員、9 番小椋議員、15 番戸田議員。

以上7名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7名の議員を広報・広聴常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思ひます。

委員会を直ちにお開きください。

委員会室2・3を御使用ください。

ここで配付資料作成のため20分間休憩いたします。

午後 1時17分 休憩

午後 1時36分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の広報・広聴常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に田村委員、副委員長に横田委員。

以上のとおり互選されたことを報告いたします。

◎日程第10 選挙第3号

○議長（西原 浩君） 日程第10 選挙第3号根室北部消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

根室北部消防事務組合議会議員に 8 番田村議員、1 2 番松原議員、1 5 番戸田議員、1 6 番西原議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した 8 番田村議員、1 2 番松原議員、1 5 番戸田議員、1 6 番西原議員を根室北部消防事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました 8 番田村議員、1 2 番松原議員、1 5 番戸田議員、1 6 番西原議員が根室北部消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま根室北部消防事務組合議会議員に当選されました 4 名の議員に本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程第 1 1 選挙第 4 号

○議長(西原 浩君) 日程第 1 1 選挙第 4 号中標津町外 2 町葬斎組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中標津町外 2 町葬斎組合議会議員に 2 番吉田議員、4 番伊勢議員、1 5 番戸田議員、1 6 番西原議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した 2 番吉田議員、4 番伊勢議員、1 5 番戸田議員、1 6 番西原議員を中標津町外 2 町葬斎組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました 2 番吉田議員、4 番伊勢議員、1 5 番戸田議員、1 6 番西原議員が中標津町外 2 町葬斎組合議会議員に当選されました。

ただいま中標津町外 2 町葬斎組合議会議員に当選されました 4 名の議員に本席から会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程第 1 2 選挙第 5 号

○議長(西原 浩君) 日程第 1 2 選挙第 5 号根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の

選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に6番宮越議員、10番外山議員、15番戸田議員、16番西原議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した6番宮越議員、10番外山議員、15番戸田議員、16番西原議員を根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6番宮越議員、10番外山議員、15番戸田議員、16番西原議員が根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました4名の議員に本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎委員会付託省略の議決

○議長(西原 浩君) ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております議案第48号及び議案第49号並びに同意第5号の3件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号及び議案第49号並びに同意第5号の3件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第13 議案第48号

○議長(西原 浩君) 日程第13 議案第48号令和5年度別海町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容について、説明を求めます。

○財政課長(角川具哉君) はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第48号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和5年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度別海町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億1,660万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

初めに、歳入です。

15款国庫支出金、1項と2項で3,660万円の増。

19款繰入金、1項で480万円の減。

22款町債、1項で280万円の増。

歳入合計で3,460万円の追加です。

次に、歳出です。

4款衛生費、1項で3,180万円の増。

8款土木費、2項で280万円の増。

歳出合計で3,460万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ201億1,660万円とするものです。

3ページにお進みください。

第2表、地方債補正で1件の変更です。

除雪機械等購入事業は、資材価格高騰の影響により、購入を予定する除雪グレーダの車両価格の増額が見込まれており、その財源とするため、その財源として、限度額を1,780万円から2,060万円に変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がありません。

一番下段、合計になりますが、補正前の限度額15億7,490万円に280万円を追加し、補正後の限度額を15億7,770万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

7ページをお開きください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

15款国庫支出金、1項3目衛生費国庫負担金1,786万円の増及び次の2項3目衛生費国庫補助金1,874万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施にあたり、必要となる経費の財源として、それぞれ新型コロナワクチン接種対策費負担金、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金を見込むものです。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、480万円の減です。

財政調整基金の残高については、現在、令和4年度の決算処理中でありますので、見込額として申し上げますが、今回の財政調整基金繰入補正後の額7億3,920万円を繰入れた場合の令和5年度末の予算上の残高は約6億9,800万円と見込んでいます。

8ページをお開きください。

22款町債、1項5目土木債280万円の増は、除雪機械等購入事業の財源とするため、増額補正するものです。

9ページをお開きください。

次に、3の歳出です。

こちらも目の欄の補正額で説明いたします。

4款衛生費、1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業3,180万円の増は、国による新型コロナウイルスワクチンの令和5年度春開始接種について、ワクチン接種業務を町立別海病院へ委託する経費のほか、コールセンターや駐車場整理に係る委託料などを計上するものです。

なお、令和4年度に行ってきたワクチン接種が、令和5年度も継続して実施されることとなったことに伴い、本補正予算までの間、必要となった経費については、予算流用により対応しています。

10ページをお開きください。

8款土木費、2項2目道路維持費、除雪機械等購入事業280万円の増は、資材価格高騰の影響により、除雪グレーダーの車両価格の増額が見込まれ、予算に不足が見込まれることから増額しようとするものです。

なお、今回の補正予算に伴い、予算資料を併せて配付しておりますが、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第48号、一般会計補正予算第1号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第48号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第49号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第49号別海町町税条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

○税務課長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（竹中利哉君） はい。

議案第49号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明します。
議案書2ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、令和5年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」に基づく改正です。

議案書は2ページから8ページまでです。

今回の条例改正の主な内容としましては、令和6年度から導入されます森林環境税にかかる条文の整備、環境に配慮した軽自動車の普及促進を図ることを目的とした税軽減率適用の期間延長が主なものとなります。

議案本文の朗読については省略し、議案資料で説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

1ページから29ページまでは新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、改正箇所は下線で示しています。

次に、31ページをお開きください。

改正内容につきましては、改正条例制定説明資料により説明いたします。

なお、今般の条例改正において、「によって」を「により」に改正するなどの文言の整理をいたしますが、これらにつきましては説明を省略させていただきますので、御承知おきください。

それでは 主な改正内容に沿って説明をいたします。

31ページの表につきましては、左から順に番号、改正項目、改正条項、改正内容、適用年月日、適用法令となっています。

最初に、1番目は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について規定する条例第34条の2第2項の改正です。

この改正は、森林環境税が令和6年度から導入されることに伴う、地方税法施行令の改正に基づく、文言及び引用条項の整理です。

1番目の改正は、令和6年1月1日から施行するものです。

2番目は、個人の町民税にかかる 給与所得者の扶養親族等申告書について規定する条例第36条の3の2第2項の改正です。

この改正は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項が簡略化できる旨を規定するものです。

2番の改正は、令和7年1月1日から施行するものです。

3番目は、個人の町民税にかかる給与所得者の扶養親族等申告書について規定する条例第36条の3の2第3項から第6項までの改正です。

この改正は、第2項新設に伴う各項の繰り下げによるものです。

3番の改正は、令和7年1月1日から施行するものです。

4番目は、個人の町民税の徴収の方法等について規定する条例第38条第1項、及び第3項の改正です。

第1項の改正は、文言の整理、第3項は、森林環境税が導入されることに伴う賦課徴収

の方法について追加するものです。

4番目の改正は、第38条第1項の改正は、令和5年4月1日から適用、第3項の改正は令和6年1月1日から施行するものです。

32ページにお進みください。

5番目は、町民税の納入通知書について規定する条例第41条の改正です。

この改正は、個人の町民税の納入通知書に記載すべき納付額に、森林環境税を追加するものです。

5番目の改正は、令和6年1月1日から施行するものです。

6番目は、給与所得にかかる個人の町民税の特別徴収について規定する、条例第44条第1項、第2項、第3項、第5項、第6項の改正です。

第1項の改正は、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税を含める規定を追加するもので、第2項、第3項、第5項及び第6項は、文言の整理であります。

6番目の改正は、令和6年1月1日から施行するものです。

7番目は、給与所得にかかる特別徴収額の納入の義務等について規定する条例第46条第1項の改正です。

この改正は、施行規則に様式が新設されたことによるものです。

7番目の改正は、令和5年4月1日から適用するものです。

8番目は、給与所得に係る特別徴収額の普通徴収額への繰り入れについて規定する条例第47条第1項及び第2項の改正です。

この改正は、第1項は文言の整理、第2項は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、地方税法第321条の7第2項が改正されたこと及び文言の整理によるものです。

8番目の改正は、令和6年1月1日から施行するものです。

9番目は、公的年金等にかかる所得に係る個人の町民税の特別徴収について規定する条例第47条の2第1項及び第2項の改正です。

第1項の改正は、特別徴収の方法により徴収する公的年金等にかかる所得にかかる所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨の規定を追加、第2項の改正は、文言の整理であります。

9番目の改正は、令和6年1月1日から施行するものです。

33ページをお開きください。

10番目は、年金所得にかかる特別徴収税額等の普通徴収税額への繰り入れについて規定する条例第47条の6第1項及び第2項の改正です。

第1項の改正は、文言の整理、第2項の改正は、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律により、地方税法第321条の7の10第2項が改正されたことに伴う改正及び文言の整理であります。

10番目の改正は、令和6年1月1日から施行するものです。

11番目は、法人の町民税の申告納付について規定する条例第49条第1項及び第5項の改正です。

この改正は、いずれも施行規則に様式が新設されたことによるものです。

11番目の改正は、令和5年4月1日から適用するものです。

12番目は、法人の町民税にかかる不足税額の納付の手続きについて規定する条例第第

5 1 条第 1 項及び第 2 項の改正です。

第 1 項の改正は、施行規則に様式が新設されたこと、第 2 項の改正は、文言の整理です。

1 2 番目の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

1 3 番目は、種別割の税額について規定する条例第 8 3 条第 1 号エの改正です。

この改正は、電動キックボードなどの 3 輪以上の特定小型原動機付き自転車をミニカー区分から除外するものです。

1 3 番目の改正は、令和 5 年 7 月 1 日から施行するものです。

1 4 番目は、たばこ税の申告納付に規定する条例第 9 9 条第 1 項及び第 5 項の改正です。

この改正は、いずれも施行規則に様式が新設されたことによるものです。

1 4 番目の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

3 4 ページにお進みください。

1 5 番目は、たばこ税にかかる不足税額等の納付手続きについて規定する条例第 1 0 2 条第 1 項の改正です。

この改正は、施行規則に様式が新設されたことによるものです。

1 5 番目の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

1 6 番目は、肉用牛の売却による事業所得にかかる町民税の課税の特例について規定する条例附則第 8 条第 1 項の改正です。

この改正は、特例の適用期限を令和 6 年度までだったものを令和 9 年度まで 3 年間延長するものであります。

1 6 番目の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

1 7 番目は、読み替え規定について規定する条例附則第 1 0 条の改正です。

この改正は地方税法附則第 6 4 条の適用期間終了に伴う 1 条項の整理です。

1 7 番目の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

1 8 番目は、法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合について規定する条例附則第 1 0 条の 2 第 3 号から第 1 5 号及び第 1 7 号の改正です。

第 3 号から第 1 5 号までの改正は、項ずれの整理、第 1 7 号の改正は、新たに規定された改正マンション管理適正化法に基づく一定要件を満たすマンションについて、長寿命化を目的とした一定の大規模修繕工事を令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに実施した場合の課税標準の特例割合を定める規定の新設によるものです。

1 8 番目の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

1 9 番目は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する条例附則第 1 0 条の 3 第 1 1 項及び第 1 2 項の改正です。

第 1 1 項は、大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税額の軽減措置を受けようとする者がすべき申告についての規定の新設、第 1 2 項は、第 1 1 項新設に伴う項ずれの整理です。

1 9 番目の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

2 0 番目は、軽自動車の環境性能割の非課税について規定する条例附則第 1 5 条の 2 の改正です。

この改正は、環境性能割の税率を 1 % 軽減する臨時的措置が廃止されたことによるものです。

2 0 番目の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

2 1 番目は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定する条例附則第 1

5条の2の2第4項の改正です。

この改正は、自動車メーカーの不正行為に起因し、軽自動車税の環境性能割に納付不足が発生した場合には、自動車メーカーが納付すべき環境性能割を徴収する際に、加算額を10%から35%へと変更するものであります。

21番目の改正は、令和6年1月1日から施行するものです。

35ページにお進みください。

22番目は、軽自動車の環境性能割の税率の特例について規定する条例附則第15条の6第3項の改正です。

この改正は、20番目の改正と同様に、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的措置が廃止されたことによるものです。

22番目の改正につきましては、令和5年4月1日から適用するものです。

23番目は、軽自動車税の種別割の税率の特例について規定する条例附則第16条の改正です。

この改正は、軽自動車種別割のグリーン化特例の適用期限を75%及び50%軽減対象は令和7年度までの3年間、25%軽減対象は令和6年度までの2年間延長するものであります。

また これに併せて項ずれを整理するものであります。

23番目の改正は、令和5年4月1日から適用するものです。

24番目の改正は、軽自動車の種別割の税率の特例について規定する条例附則第16条の2第1項の改正です。

この改正は、条例附則第16条の改正に伴う規定の整備です。

24番目の改正は、令和5年4月1日から適用するものです。

25番目の改正は、同じく軽自動車税の種別割の税率の特例について規定する条例附則第16条の2第3項の改正です。

この改正は、21番目の改正と同様に、自動車メーカーの不正行為に起因し、軽自動車税の種別割に納付不足が発生した場合には、自動車メーカーが納付すべき種別割を徴収する際に、加算額を10%から35%へと変更するものであります。

25番目の改正は、令和6年1月1日から施行するものです。

26番目の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例について規定する条例附則第17条の2第1項及び第2項の改正です。

この改正は、いずれも優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例について適用期限を令和8年度までの3年間、延長するものであります。

26番目の改正は、令和5年4月1日から適用するものです。

27番目の改正は、新型コロナウイルス感染症等にかかる寄附金税額控除の特例について規定する条例附則第23条の改正です。

この改正は令和4年度の条例改正に伴い、規定の整備を行うものであります。

27番目の改正は、令和5年4月1日から適用するものです。

資料29ページにお戻りください。

29ページの中段、附則です。

附則として、第1条は施行期日です。

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。なお、ただし書き規定として、前段の説明において各条項の改正ごとに施行年月日を申し上げましたが、その内容につきまして、第1号から第3号までに規定するものであります。

附則第2条は、町民税に関する経過措置です。

29ページ下段から30ページ上段に渡ります。

第1項は、森林環境税の導入に伴う地方税法改正に関する経過措置で、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の別海町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は令和6年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税についてはなお従前の例によるとするものです。

30ページに移ります。

第2項は、個人の町民税にかかる給与所得者の扶養親族等申告書についての経過措置で、施行日であります。

令和7年1月1日以後に支払いを受けるべき給与について、提出する申告書について適用し、施行日前に支払いを受けるべき給与について提出した申告書については、なお従前の例によるとするものです。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置です。

第1項においては、別段に定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとするものです。

第2項は、法附則第64条の改正に伴い、除外、廃止対象となった施設及び施設について、令和5年3月31日までに取得をしたものについては、なお従前の例によるものとするものです。

附則第4条は、軽自動車に関する経過措置です。

第1項は、改正後の条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税種別割については、なお従前の例によるものとするものです。

第2項は、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の町税条例附則に規定する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるものとするものです。

第3項は、改正後の条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車について適用し、施行日前に取得した三輪以上の軽自動車については、なお従前の例によるものとするものです。

第4項は、改正後の条例の規定中、軽自動車の種別割に関する部分は、令和5年度以後の年度分について適用し、令和4年度分までについては、なお従前の例によるものです。

以上で、議案第49号の内容について説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第49号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 同意第5号

○議長(西原 浩君) 日程第15 同意第5号別海町副町長の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長(曾根興三君) 同意第5号別海町副町長の選任について御説明を申し上げます。

現副町長の佐藤次春氏は、令和5年5月14日をもちまして任期満了となります。

つきましては、新たに浦山吉人氏を副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、令和5年5月15日から令和9年5月14日までの4年間でございます。

浦山氏につきましては、別海町別海川上町139番地の131にお住まいで、昭和37年5月26日生まれの60歳でございます。

ここで浦山氏の経歴を若干申し上げます。

昭和60年3月に北海学園北見大学を卒業され、同年4月から昭和63年6月まで別海町役場の臨時職員として勤務されておりました。

昭和63年7月からは別海町役場に正職員として採用となり、農林課を皮切りに、農業委員会、企画調整課、税務課、総務課での勤務を経て、平成24年からは総合政策課長、平成28年には総務部次長、平成29年には議会事務局長、そして平成31年からの4年間は総務部長として勤務され、本年3月31日をもって定年退職されております。

浦山氏は、ただいま申し上げましたとおり、さまざまな部署での勤務経験と職を歴任されていることから行政全般にわたり大変精通しており、適任者と考えておりますので、副町長に選任いたしたく御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(西原 浩君) 同意第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本件について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第5号は、原案のとおり同意されました。

◎日程第16 予算決算審査特別委員会の設置について

○議長（西原 浩君） 日程第16 予算決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

予算審査及び決算審査の循環性と効率性を高めるため、令和5年度の各会計補正予算、令和4年度の各会計決算認定議案及び令和6年度の各会計当初予算について、議員全員をもって構成する予算決算審査特別委員会を設置し、集中審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度の各会計補正予算、令和4年度の各会計決算認定議案及び令和6年度の各会計当初予算を審査する予算決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本特別委員会の設置期間は、議会の閉会中も継続して審査を行うため、設置の日から令和6年3月定例会最終日までとすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本特別委員会の設置期間は、本日から令和6年3月定例会最終日までとすることに決定いたしました。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に10番外山議員、副委員長に6番宮越議員とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、予算決算審査特別委員会の委員長に10番外山議員、副委員長に6番宮越議員と決定いたしました。

◎日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（西原 浩君） 日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により所管事務及び所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しまし

た。

◎閉会宣言

○議長（西原 浩君） これで、本日の日程は、全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回別海町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 2時22分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、令和5年第1回、年度で言いますと、第1回の臨時会の開催でございますけれども、委員の皆様方におかれましては、全員の出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新たに選ばれました議員の皆様方をお迎えしての初議会でございますけれども、正副議長の選出をはじめ、各委員会の構成、一部事務組合議員の選出と円滑に決定されたことは御同慶にたえないところでございます。

また、町から提案申し上げておりました議案2件及び選任同意1件の合わせて3件につきまして、全て御決定を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

町議会も西原議長氏を中心とした新たな議会構成の中でスタートとなったわけでございますけれども、委員の皆様におかれましては、今後4年間、健康には十分御留意され、御活躍と町政への特段の御支援をお願い申し上げます。

また、昨日、私は公務で西春別の駐屯地まで車で行ってきたんですけれども、この間243号、中西別から西春別の駅前地区まで、桜が大変見事に咲いておりました。

これは、西春別地区の皆さんが最初に公道沿いに桜の植樹を始めてから、今は中西別地区の地域の皆さんが、一体となって植樹を続けていると。

この成果があの見事な桜並木がだんだん整えつつあると、その努力の成果の結果だと私も感銘しております。

今後のまちづくりもこの運動と同じように、目先の1年、2年の話ではなく、50年、100年の町の体系をしっかりと見据えて、いかに、今現在、我々がふるさと確立のためにどういう努力をしなければならないのか、その大きな、大変重要な手本だというふうにも思っております。

こういった地域住民と一体となってまちづくりにこれから邁進したいと考えておりますので、議員の皆様方にも、御理解と御協力をよろしくお願いをします。

今後、6月の定例会までの行事予定について御説明申し上げます。

5月の8日から尾岱沼で開催されております潮干狩りフェスティバル。

コロナも終わりました、終わりましたというか5類に変わりました、ようやく、今までのいろいろなイベントをもう一度やろうという形の中で、まず最初に行われたイベントでございます。

人数的には2日間で240人ということで、例年よりは、それほど多くはなかったんですけれども、それでもやはり、テレビの放送でもされましたけれども、この3年間我慢していた外出、それがこうやってようやくできるようになったと、その喜びが伝えられてお

ります。

アサリも大変大きなアサリで喜んでの方々もいっぱいおられます。

今後6月以降も、別海町としても、今までのイベントを復活していきたいとそういう考え方でおります。

できるだけ感染防止に努め、普段の生活を取り戻したくいただけるような、そういう1年間にしたいとそんなふうに願っております。

その後の行事につきましては、5月の14日の日曜日、これは別海漁協において、ホッキ市が開催される予定でございます。

皆様方もお時間がありましたら、ぜひ、顔を出していただければと願っております。

また、6月10日の土曜日にはふるさとの森において、別海町植樹祭の開催を予定しております。

これも、ふるさとの森で今はやっておりますけれども、今後は、先ほど申し上げたように、桜並木、これ別海の市街から西春別の駅前まで国道243号沿いにずっとつながったら、これ静内の桜並木は有名ですけれども、延長で約30キロぐらいになると思いますが、この延長の桜並木ができ上がったときには、多分日本一の延長のある桜並木とそんなことにもなることができると思っております。

ぜひ、町民の皆様方と力を合わせて、そういう夢ある取組にこれからもしっかりと励んでいきたいと思っております。

皆様方の御協力をお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

◎副町長挨拶

○議長（西原 浩君） ここで皆様に申し上げます。

5月14日をもって退任される佐藤副町長から、挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思っております。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤次春君） 皆さんお疲れのところ、貴重な時間を割いていただき、このような機会をいただきましてありがとうございます。

5月14日の任期満了をもちまして、退任することとなりました。

一言御挨拶を申し上げます。

私は、昭和49年4月別海町に奉職しまして、職員として41年1カ月、副町長2期8年、通算で49年余りの勤務となります。

今振り返りますと、長いようであつという間の49年間だったとも感じますが、職員時代には大変多くな部署で、上司や先輩、そして仲間に恵まれて、様々な業務に従事したことがつい昨日のように思い出されます。

中でも、議会事務局長として、初めての議会報告会の開催や反問権の導入と議会活性化の取組などに携わられた3年間は私にとりまして有意義な時間、思い出深いものとして心に残っております。

また、副町長として、政策及び立案をつかさどる立場としての、役割は十分に果たせたのだろうかと思っておりますが、これまで努めてきたことが、町政進展の礎の石ころ一つとして、貢献できるとすれば本望と思うところであります。

最後になりますが、過ごしやすい季節とはなりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分留意の上、益々御活躍されますよう、そして、議会としての権能を遺憾なく発揮されますよう、御祈念申し上げます。

このたび、新たに議員になられた方も多くおられますが、これまでの長い間の御指導に感謝を申し上げます、挨拶とさせていただきます。

大変どうもありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 佐藤副町長におかれましては、別海町職員として、そして、平成27年5月からは副町長として、ただいま仰りました49年間という長い期間、町政の振興発展に御尽力され、多大な功績を残されてきました。

このたび、御退任されることとなりますが、健康に留意され、さらなる別海町発展のため、今後も御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

これまで本当にお疲れさまでした。

以上で会議を終わります。

皆様、大変御苦勞さまでした。

なお、議員の皆様申し上げます。

この後、休憩を挟み議員会臨時総会を開催いたしますので、ここ議場にお集まり願います。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

臨時議長

議員

議員

議員